

# 山口県報

令和4年  
12月23日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....
- 公告  
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区葛岡・瓜迫換地区)の換地処分(農村整備課).....
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数.....



### 山口県告示第三百七十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和四年十二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称  
長門市
- 二 事業の種類  
長門市仙崎公民館等利用者駐車場整備事業
- 三 起業地  
(一) 収用の部分  
長門市仙崎字向円究寺及び字漁港南地内

#### (二) 使用の部分

なし

#### 四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十条第一号関係  
長門市仙崎公民館等利用者駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第二号に掲げる施設に関するものである。
  - (二) 法第二十条第二号関係  
本件事業の起業者である長門市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
  - (三) 法第二十条第三号関係  
ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して仙崎公民館及び仙崎出張所の利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用が図られることである。  
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。  
ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。  
エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。
  - (四) 法第二十条第四号関係  
ア 本件事業は、駐車場を整備して仙崎公民館及び仙崎出張所の利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。  
イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。  
ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
- 長門市教育委員会生涯学習・文化財課

#### 五

